

平成 28 年台風 10 号により被害に遭われたお客様への支援について

このたびの台風 10 号により被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
当社では、災害救助法適用市町村(※)に居住されているお客様に対しまして、以下のとおり可能な限りの便宜措置を実施し、全面的に支援させていただきます。
被災地の早期の復旧をお祈り申し上げるとともに、微力ながら尽力してまいりたいと存じます。

記

- ・ 届出印鑑を喪失されたお客様に対する可能な限りの便宜
- ・ お預かり有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置

※ 災害救助法適用市町村：

岩手県 盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡岩泉町、
下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町内

北海道 帯広市、空知郡南富良野町、河東郡音更町、河東郡士幌町、河東郡上士幌町、
河東郡鹿追町、上川郡新得町、上川郡清水町、河西郡芽室町、河西郡中札内村、
河西郡更別村、広尾郡大樹町、広尾郡広尾町、中川郡幕別町、中川郡池田町、
中川郡豊頃町、中川郡本別町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、十勝郡浦幌町内

《本件に関するお問い合わせ先》お客様センター（連絡先：0120-346-543 平日 9：00～17：00）

以上

平成 28 年 9 月 2 日

ばんせい証券株式会社